（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第28条

4　国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本工業規格Ａ列４番）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

［略］

（第二面）

［建築主等に関する事項］

【1．建築主】
【イ．氏名のフリガナ】
【ロ．氏名】
【ハ．郵便番号】
【ニ．住所】
【ホ．電話番号】

【2．代理者】
【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号

様式第一（第一条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

［同左］

［新設］